業務規程例

登録番号	大阪 知事(登1)第1379号
登録年月日	令和7年1月14日
有効期間 満了日	令和1月14日
遊漁船業者の氏名又は名称 (法人の場合は代表者の 氏名も記入)	浅田裕紀

登録番号	大阪 知	事(登1)	第1379号		氏名ご	又は名利	5 浅田	裕新	2		
作成日	6/12	/26	変更日	1:			2:			3:	

別表4(全 枚の 枚目) 遊漁船の総トン数又は長さ、定員及び通信設備等

<u> </u>	十 		叩り心トノ双入	は文で、足貝及り	<u> </u>
		船舶番号、漁船登録 番号等	総トン数長さ	旅客定員又は 利用定員	
整		航行	区域(該当に〇)		業務形態
理番	遊漁船の 名称	遊漁船の	主たる業務:◎		
号	石 柳	遊漁船の記載状況 (該当に○)	通信設備※ の状況	救命設備※1 の状況	その他全て:○
	船舶の所有状況 (該当に○)	(該当に〇)	(該当に○)		
		260—38034	5,59	m 5 人	
		() 平水・(○) 限定	『沿海・ () 沿海	() 遠洋、近海	
		(○)遊漁船専用・()漁船と兼用・	()他使用と兼用	(○) 船釣り
		(○) 単独記載・() 重複記載	() 業務用無線 () 衛星電話	()改良型救命いかだ() EPIRB (非常用位置等発信装置)() AIS (船舶自動	() その他
		(○) 自己所有船舶・ () 他者所有船舶	(○) その他 (携帯電話)	() A13 (船舶自動 識別装置) () その他 ()	
			トン	m 人	-
		() 平水・() 限定	沿海・()沿海	• () 遠洋、近海	
		()遊漁船専用·()漁船と兼用・	()他使用と兼用	()船釣り
		() 単独記載・() 重複記載() 自己所有船舶・() 他者所有船舶	()業務用無線()衛星電話()その他()	 ()改良型救命いかだ () EPIRB (非常用位置等発信装置) () AIS (船舶自動識別装置) () その他 () り 	() その他
	記載※3して 場合の事由	() 多客期にチャータ() その他(マーするため)

- ※1 通信設備及び救命設備については、船の種類や航行区域等に応じて国土交通省が定める要件に適合するものであること。
- ※2 利用者を特定の場所に下船させて水産動植物を採捕させる業態を指し、磯渡し、筏渡し、防波堤渡し、沖で干出する場所での潮干狩り等が該当(法令等で立入禁止の場所に渡すことはできない)。
- ※3 他の事業者の遊漁船として登録簿に記載されている船舶を当該事業者の遊漁船としても記載されているもの。

登録番号	┶╽╼⋉┢	知事(登1)第1379년	루	氏名	又は名和	东 浅田	裕紀	记			
作成日	6/1	2/26	変更日	1:	/		2:		/	3:	/	

別表6 安全の確保のため船長及び業務主任者が遵守すべき事項

航行中及び利用者が水産動植物を採捕している間、船長及び業務主任者は以下のとおり行動します。

○一般的事項

- ・出航から帰航するまでの間は、飲酒はしません。また、酒気を帯びて漁場に案内しません。
- ・航行中、波の影響により船体が動揺するときは、波の状況について適切な見張りを行 うとともに、波に対する進路の変更を行い、かつ、安全な速力まで十分な減速を行う ことにより、船体動揺の軽減に努めます。
- ・航行中、波の影響により船体が動揺して危険が予想されるときは、利用者に対して動揺が比較的小さい船体中央より後方の部分に乗船するよう指導します
- ・乗船中は、船室内にいる場合を除き、救命胴衣(船に備え付けられ、又は持ち込まれた、船舶の種類や航行区域に応じて国土交通省が定める要件に適合するものをいいます。以下同じ。)を着用します。
- 乗船中は、船室内にいる場合を除き、利用者に常に救命胴衣を着用させます。
- ・12歳未満の小児には、乗船中は、常に救命胴衣を着用させます。
- ・利用者の乗降場所から漁場又は漁場から漁場までの間における岩場、浅瀬、河川域、 防波堤、定置網、養殖施設等を調査し、危険性の評価を行い、特に危険と認められる 場所について、別添にとりまとめ、安全に航行できる航路、避険線等の設定を行いま す。
- ・航行中はGPSプロッター等を利用して自船の位置を確認し、上記で設定した航路の航行 、避険線に基づいた安全な航行を行います。
- ・随時、気象や海象等に関する情報収集を行い、気象又は海象等の状況の悪化等、利用 者の安全の確保のために必要と判断される場合は、船室内においても利用者に救命胴 衣を着用させます。

・その他(

- ○船釣りをする場合
- ・利用者を案内している間は、船長及び業務主任者は自ら釣りをしません。
- ○瀬渡しをする場合
- ・利用者の安全確認のため、渡した磯等を定期的に巡回します。
- ・ 磯等において、利用者には常に国土交通省が定める要件と同等以上の性能を有する救 命胴衣を着用させます。
- ・ 磯等において採捕を終了した利用者を収容し帰航する際、利用者が遊漁船に乗船して いることを確認します。
- ○体験漁業(観光定置、観光底びき等)をする場合
- ・利用者が網揚げ等をしている間、利用者に危険が生じないよう安全に操業します。

別添

利用者の乗降場所かられる 場所(該当箇所を記入)	魚場又は漁場から漁場までの間における特に危険と認められる				
岩場					
浅瀬					
河川域					
防波堤					
定置網					
養殖施設					
その他					
自船の位置及び設定した航路の航行並びに避険線に基づいた航行の確認方法					
GPS					

登録番号	大阪 知事	事(登1)	第13795	를	氏名	又は名称	浅田	裕約	己		
作成日	6/12/	26	変更日	1:			2:			3:	

別表7 出	出航中止基準及び帰航基準	
	出航の可否の判断は、以下の方法により	T
出航中止基準	(○) 単独の判断 出航地や案内する漁場、出航地から案内する漁場までの間において、以下のいずれかの状況となっている場合、出航を中止します。 ・海上警報(風、霧等)、波浪警報、津波警報・注意報の発令中 ・出航地の波高 1.5 m以上 10 m以上 10 m以上 10 m以上 500 m未満・落雷のおそれがあるとき・事業者、船長又は業務主任者のうち、いずれか1名でも危険と判断したとき・その他 ()	() 団体による判断 出航中止の判断は、以下のとおり行います。 ①出航中止を判断する団体名 ②上記団体の代表者、連絡先 代表者 連絡先 連絡先 ③団体の構成員の氏名又は名称及び登録番号 別紙1のとおり ④出航中止の判断の方法 別紙2のとおり
帰航基準	案内する漁場において、以下のいずれかとします。 ・海上警報(風、霧等)、波浪警報の発令・利用者に急病人やケガ人が出たとき・漁場における波高 1.5 m以上漁場における風速 10 m以上漁場における視程 500 m未満・落雷のおそれがあるとき・上記の他、利用者の安全の確保が困難に・その他(7

登録番号	大阪	知事(登1)第1379		氏名又	は名称	浅田	裕紀			
作成日	6/1	2/26 変更日	1:		/ !	2:		/	3:	

別表8 気象又は海象等の状況が悪化した場合の対処

気象又は海象等の 状況が悪化した場 合の避難する場所 出航した港等に帰航できない場合は、以下の場所に避難をします。

案内する漁場の位置	避難する港
神戸沖	苅藻マリーナ
貝塚沖	阪南マリーナ
大阪沖	大阪ポートマリーナ

上記の他、帰航を判断した場所から最も近く安全に避難できる場所に避難します。

凍	「渡し(磯、筏、防波堤等渡し)の業務を行う場合 では、できない。	
磯等と遊漁船との 間の連絡方法 ※ (該当に○)	()携帯電話()衛星電話()利用者に渡した発煙筒()その他()
磯等に遊漁船の旅 客定員を超え 務定員を を する を で り り い り に い り い り に り り り り り り り り り り		
津波警報、注意報が 発令された場合の 対応		

- ※連絡手段の通信設備については、船舶の種類や航行区域等に応じて国土交通省が定める要件に 適合するもの。
- ※気象又は海象等が悪化した場合は、必要な措置をとった上で、速やかに連絡責任者に連絡する。

登録番号	大阪	知事(登1)第1379号	<u></u>	氏名	又は名科	5 浅田	裕約	己		
作成日	6/1	2/26	変更日	1:			2:			3:	

別表10 情報を収集すべき事項

別表10 情報を収集すべき	尹 ·久
	出航地における波高、風速、視程
	出航中止を判断する団体の出航判断等に関する情報
(1) 利用者の安全の確保 に必要な情報	水路通報、気象・津波・海上警報等の情報
	乗船する利用者数 (12歳未満の小児が含まれる場合は、その人数)
	法に基づく協議会において協議が調った事項や海面利用 協議会等で定められた事項など、地域における安全確保に 関する情報
	立入禁止区域に関する情報
	法第16条に基づき利用者に周知する必要がある「案内する漁場における水産動植物の採捕に関する制限又は禁止及び漁場の使用に関する制限の内容」について、当該漁場を管轄している都道府県知事が提供している情報
(2)漁場の安定的な利用 関係の確保に必要な 情報	漁場利用協定や漁場慣行等について、案内する漁場を管轄する都道府県に設置されている海面利用協議会が提供している情報
[月 []以	法に基づく協議会において協議が調った事項や海面利用 協議会等で定められた事項など、地域における漁場の安定 利用に関する情報

登録番号	大阪 大阪	知事(登1)第1379号		氏名又	は名和	弥 浅田	裕約	记		
作成日	6/1	2/26	変更日 1	:			2:			3:	

別表 11 安全の確保のため周知すべき内容及び方法

周知の方法 (該当に〇)	()遊漁船に周知内容を掲示する。(○)遊漁船の乗船前に書面を配布、回覧する。()営業所のモニター又はタブレット端末等の電子機器で視聴してもらう(ウェブサイトに周知事項をまとめた動画等の視聴等を含む)。
周知する内容	○一般的事項 ・出航から帰航するまでの間、船長及び業務主任者の指示に従うこと ・遊漁船の航行中はむやみに立ち歩かないこと ・航行中、波の影響により船体が動揺することがあるときは、動揺が比較的小さい船体中央より後方の部分に乗船すること ・天候急変時の帰航決定について船長の指示に従うこと ・救命胴衣等の救命設備の保管場所及び使用方法 ・落水者の船上への引揚げを補助するはしご等の保管場所及び使用方法 ・落水者の発生等、非常時の場合における他の利用者への救助協力 ・乗船中は船室内にいる場合を除き、救命胴衣(船に備え付けられ、又は持ち込まれた、船の種類や航行区域に応じて国土交通省が定める要件に適合するもの)を着用すること ・その他()
漁場において口頭で説明する。	○一般的事項・案内する漁場において注意すべき事項(現在の気象情報及び波浪情報の説明、漁場の環境など説明)・その他()

登録番号	大阪 大阪	知事(登1)第1379号	<u>1.</u>	氏名]	弥 浅田	裕糸	<u> </u>		
作成日	6 / 1	2/26	変更日	1:		2:			3:	

別表12 公表する情報 (様式例)

損害賠償保険について公表する情報

船名	利用者1人当たり の填補限度額	利用定員又は 旅客定員	契約期間		
TSURU	5000万円	5人	2024年12月26日から 2025年12月25日まで		
	万円	人	年 月 日から 年 月 日まで		

業務改善命令について公表する情報

事業者名	
命令を受けた日	
命令を受けた理由	
命令の内容	
命令を受けて講じた (講じよう とする) 措置	

登録番号	} 大阪	知事(登1)第1379-	号	氏名又	ては名利	5 浅田	裕紅	_		
作成日	6/1	2/26	変更日	1:			2:			3:	

別表13 法第16条に基づく周知の内容及び方法等

733 ZZ : 0 /ZZ ZZ : 0	771-E-7717H-01112007JA-1
周知の方法 (該当に〇)	()遊漁船に周知内容を掲示する。(○)遊漁船の乗船前に書面で配布、回覧をする。()営業所のモニター又はタブレット端末などで視聴してもらう(ウェブサイトに周知事項をまとめた動画等の視聴等を含む)。
周知する内容	案内する漁場における、以下の関係法令等に基づく水産動植物の採捕に関する制限又は禁止及び漁場の使用に関する制限の内容(漁具及び漁法の制限、水産動植物の大きさの制限、採捕禁止となっている水産動植物の種類等)を周知します。 ① 水産資源保護法に基づく爆発物、有毒物の使用禁止 ② 漁業法及び水産資源保護法に基づく省令(瀬戸内海漁業取締規則等) ③ 都道府県漁業調整規則 ④ 海区又は連合海区漁業調整委員会の指示 ⑤ 事業者が所属する団体が当事者となっている漁場利用協定(沿岸漁場整備開発法に基づき届出されたもの) ⑦ 事業者が所属する漁業協同組合が定めた資源管理規程(水産業協同組合法に基づき認定を受けたもの。) ⑧ 法に基づく協議会において協議が調った事項 ⑨ その他都道府県が提供している情報 上記の関係法令等に基づき、あるいは国や地方公共団体による採捕量調査への報告が求められている水産動植物を利用者が採捕した場合には、採捕量調査への協力をするよう周知します。
利用者保護の ために業務主 任者が遵守す べき事項	**** = - * * * * * * * * * * * * * * * *